

戦略的創造研究推進事業におけるデータマネジメント実施方針

今後の科学技術の飛躍的進展のためには、データ駆動型科学による新たな知見の獲得、データ共有による研究の効率化等、データの効果的な利活用がその鍵のひとつとなることが期待されている。2013年6月に英国で開催されたG8科学大臣会合では、研究データのオープン化について言及され、これを契機として研究データの積極的な利活用促進について世界的な議論が進められている。

我が国においても、内閣府のもとで「国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会」により、公的研究資金による研究成果の利活用促進を拡大することを基本姿勢として、2015年3月に「我が国におけるオープンサイエンス（注1）推進のあり方について」が公表され、各省庁、資金配分機関、大学・研究機関等がオープンサイエンスの実施方針及び実施計画を策定するものとすることが明記された。これを受け、文部科学省における学術情報委員会、当機構（以下「JST」という。）に設置された科学技術情報委員会の両外部有識者会議において、公的研究資金配分機関は研究プロジェクトにおけるデータの取り扱いを定める方針を策定することが提言されている。

このような動向を踏まえ、JSTにて推進するCREST・さきがけ・ERATO・ACCELのうち、データを積極的に共有・利活用することで研究成果が効果的に創出される、また新しい製品やサービス（市場）の創出につながると期待される研究領域（注2）については、研究代表者（注3）が採択後にデータマネジメントプランを作成し、これに基づきデータの保存・管理・公開を実施することを原則とする。当該研究領域の研究代表者は本方針に従い、研究参加者間で研究データ（注4）の取扱いについて合意したうえで、データマネジメントプランを作成しJSTに提出するものとする。なお、本方針に記載のない事項については、研究参加者間の合意に基づき必要に応じて定めるものとする。

（注1） オープンサイエンスとは、公的研究資金を用いた研究成果（論文、生成された研究データ等）について、科学界はもとより産業界及び社会一般から広く容易なアクセス・利用を可能にし、知の創出に新たな道を開くとともに、効果的に科学技術研究を推進することでイノベーションの創出につなげることを目指した新たなサイエンスの進め方をいう。

（注2） 本方針を適用する研究領域は、「1. 対象となる研究プログラム」に基づいて決定する。

（注3） 研究代表者とは、「2. データマネジメントプランの作成責任者」に定める者をいう。

（注4） 本方針でいう研究データとは、原著論文と同等またはそれ以上の成果や論文のエビデンスとなりうるデータとして位置づけられるものを指し、メタデータ、数値データ、テキストレコード、イメージ、ビジュアルデータなど多様なデータがあり、データを扱うプログラムも含む。

1. 対象となる研究プログラム

JSTが推進する研究プログラムのうち、以下(1)～(3)を対象とする。本方針は、データ駆動型アプローチによる新たな知見の獲得、もしくは学術基盤となるデータの共有・相互評価による研究成果の質的向上等により、研究加速、成果の最大化、さらには専門を異にする研究者間の相互理解の深化、研究分野の拡大等が期待される研究領域に適用する。原則として、平成28年度以降に第1回募集を開始する全ての研究領域を適用対象とする。また、本方針を適用する研究領域はその旨を、JSTが研究提案募集開始時に原則公表する。

(1) 公募型研究

- 1) チーム型研究：CREST
- 2) 個人型研究：さきがけ

(2) 総括実施型研究

ERATO

(3) イノベーション指向型研究の加速・深化

ACCEL

※但し、研究総括(但し、ACCELについては研究開発運営委員長)と協議の上、本方針を適用しない研究領域をJSTが決定することがある。

2. データマネジメントプランの作成責任者

データマネジメントプランとは、前項に示す研究プログラムの成果として生じた研究データの保存・管理、公開・非公開、及び公開する研究データの運用指針を取りまとめたものを指し、規則上の研究計画の一部として取り扱う。データマネジメントプランの作成責任は、研究計画の作成責任を負う研究代表者にあり、各研究プログラムでの呼称は以下の通りである。

(1) 公募型研究(CREST、さきがけ)

- 1) チーム型研究：研究代表者(CREST)
- 2) 個人型研究：個人研究者(さきがけ)

(2) 総括実施型研究(ERATO)

研究総括

(3) イノベーション指向型研究の加速・深化(ACCEL)

プログラムマネージャー及び研究代表者

3. データマネジメントプランで定める事項

データマネジメントプランは、研究目的・研究分野・実施体制等に応じて最適化されうる。研究代表者は、以下の項目に従いデータマネジメントプランを作成し、JSTに提出する。このほか、研究領域の分野・目的を考慮して工夫すべき項目があれば、作成依頼時に別途JSTより指示することがある。なお、研究の進捗に従ってデータマネジメントプランを変更する必要性が生じた場合、研究代表者は研究総括(但し、ACCELについては研究開発運営委員長)の承認を得て変更することができる。

【データマネジメントプランに明記する項目】

(1) 管理対象となる研究データの保存・管理方針

※研究成果として得られた研究データ（研究データの定義は（注4）を参照）の保存・管理方針について記入すること。研究データの保存・管理にあたっては、研究機関等が保有するアカデミッククラウドの活用を図ることが好ましい。また、利活用可能な形式で保存することを推奨する。

(2) 研究データの公開・非公開に係る方針

※（1）で管理対象とした研究データのうち、公開できるものと非公開とすべきものについて簡潔に記載すること。非公開とすべきものについては以下（注5）を参照の上、理由を明記すること。

(3) 公開可能な研究データの提供方法・体制

※公開可能な研究データの提供にあたっては、プロジェクト終了後の継続的なデータ公開の可能性を考慮し、既存の公的データベースや学協会で整備されているリポジトリへ研究データを登録し、それらを通じて提供することが好ましい。適切な公的データベース等がない場合は、大学等の機関リポジトリの活用を推奨する。他方、個人のホームページ等での提供の際は、利用対象者・利用目的・利用者の成果公表時の出典明記などの要件設定に加え、権利帰属や使用权・改編権等の取扱いについて、所属機関等と必要に応じ検討すること。

(4) 公開研究データの想定利用用途

※（2）で公開可能とした研究データについて、現在考えうる第三者の利用用途を記入すること。

参考として、以下の例を示す。

【例1】データ駆動型研究アプローチ（予測・シミュレーション等）のために研究データを利用する

【例2】第三者が自らの研究データを比較評価するための参照先として研究データを利用する

(5) 公開研究データの利活用促進に向けた取り組み

※（2）で公開可能とした研究データについて、以下のような取り組みを可能な範囲で記入すること。

- ① 研究データの信頼性向上への取り組み（例：実験条件の追記、論文等出典情報の明記等）
- ② 提供者自身へのフィードバック（例：利用目的・成果公表時出典の明記、定期的な意見聴取等）
- ③ 継続的なデータ蓄積・アップデート・精度向上を実現する体制

(6) その他特記事項

※各種法令の遵守や研究データの提供に係る免責方針等、公開可能なデータの提供にあたってその他考慮すべき事項があれば記入すること。

(注5) 研究データが個人情報保護・機密保持・商業化・国家安全保障の観点から共有されるべきものではない、もしくは共同研究契約等で成果の公開に制限がある等、考慮すべき事情があれば研究データを非公開とすることを妨げない。

(注6) データマネジメントプランはあくまで研究代表者が研究の目的に応じて作成するものであることから、3. に従い作成したデータマネジメントプランに起因して仮に何らかの問題が発生したとしても、JSTが何ら責任を負うものではない。

4. その他

本方針は、平成28年4月1日以降に第1回募集を開始する研究領域から適用する。ただし、既に研究が開始している研究領域に本方針を適用することを妨げないものとする。

以上